

第17節 危険物施設等災害予防計画

(消防救急課、福祉医療部)

県、市町村及び関係団体は、地震に起因する危険物施設の火災や、ガス爆発及び火薬類による災害の発生を未然に防ぐため、消防法に基づき取り締まりや、保安対策の計画及び実施に努める。

第1 危険物施設

県、消防機関及び危険物施設の管理者等は、地震に起因する危険物の火災、流出事故等の災害の発生を予防するため、消防法に基づき関係者及び事業所に対する取り締まり並びに保安対策の強化に努める。

1 県、消防機関が実施する対策

- (1) 関係機関は、危険物施設及び貯蔵されている危険物の種類、数量の把握を徹底する。
- (2) 関係機関は、立入検査等を実施し関係法令を遵守させる。
- (3) 関係機関は、危険物施設の設置又は変更の許可にあたって、地震による影響を十分考慮した位置及び構造とするよう指導する。
- (4) 関係機関は、既設の危険物施設について、施設の管理者に対し地震発生時の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じ改修、改造、移転等の指導、助言を行い、耐震性の向上を図る。
- (5) 関係機関は、危険物関係職員及び施設関係者に対して関係法令及び災害防除の具体的方法について視聴覚教育を含む的確な教育を行う。
- (6) 消防機関は、化学消防自動車等の整備に努め、化学消防力の強化を図る。

2 危険物施設の管理者が実施する対策

- (1) 危険物取扱事業所は、次のとおり自主防災体制を整備する。
 - ① 防災資機材の整備及び化学消火剤の備蓄
 - ② 自主的な防災組織の結成
 - ③ 保安教育の充実
 - ④ 防災訓練の実施
- (2) 危険物取扱事業所は、施設の基準や定期点検の規定を遵守するとともに、設置地盤の状況を調査し耐震性の強化に努める。

また、大規模な危険物施設を有する事業所等は、地域住民に対する安全を図るため防火壁、防風林、防火地帯等の設置を検討する。

第2 高圧ガス・LPガス施設

県及び高圧ガス・LPガス事業者等は、地震等に起因し発生するガス爆発等の一次災害を防止し、さらに公共の安全を確保するため、「高圧ガス保安法」、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」及び「ガス事業法」に基づき、次の保安対策の計画及び実施に努める。

1 県が実施する対策

- (1) 高圧ガス製造施設等の保安検査及び立入検査を実施し、法令で定める技術上の基準に適合するよう指導・取締りを行うとともに、自主保安検査の励行を推進する。
- (2) 高圧ガス製造施設等の耐震性の強化及び安全確保について、必要に応じ改善、移転等の指導、助言を行い耐震性及び安全確保の向上を推進する。
- (3) 消費者保安対策の中核推進者であるLPガス販売事業者に対して、立入検査を実施し、法令遵守の指導を通じて、業務の適正化を確保し事故防止の徹底を図る。
- (4) LPガス販売事業者、液化石油ガス設備士を対象とした保安講習会に講師を派遣し、保安意識の高揚を図る。
- (5) 高圧ガス保安活動促進週間等において、優良製造所、優良販売事業所、保安功労者等の表彰事業を実施し、自主保安意識の高揚を図る。

2 高圧ガス事業者等が実施する対策

- (1) 高圧ガス設備の架台、支持脚等を補強するとともに、緊急遮断弁、エンジンポンプ、バッテリー等保安設備の日常点検を強化し、機能を正常に維持する。
- (2) LPガス漏洩による事故・災害を未然に防止するため、一般消費者等に対してガス漏れ警報器、自動ガス遮断装置、耐震ガス遮断装置等安全機器の設置を推進するとともに、災害時の対処方法等について周知徹底をする。
- (3) LPガス販売事業者は、その貯蔵施設内のLPガス容器の収納あるいは移動の際、転倒転落防止に常に留意し、同施設等におけるLPガス漏出事象発生防止を徹底する。
- (4) 一般社団法人奈良県LPガス協会の支部を単位とする地域防災活動組織の充実を図り、災害時の応援体制を強化するとともに、防災資機材の確実な備え付け等整備の充実強化に努める。また、管轄消防機関、警察署及び防災関係機関への応援協力体制を充実強化する。
- (5) 従事者の保安教育を徹底し、資質の向上と緊急時対応能力の増進に努める。
(資料編「ガス災害予防計画資料」参照)

第3 火薬類施設

1 県が実施する施策

県は公安委員会の協力の下に、「火薬類取締法」に基づき、関係者及び事業場等に対する取り締まり並びに保安指導に努める。

(1) 煙火製造関係

- ① 県内の煙火製造関係事業場に対し、定期保安検査及び随時立入検査を実施し、製造所及び火薬庫と保安物件に対する保安距離並びに製造施設等の基準維持、製造方法の指導監督を強化する。
- ② 事業主及び従業者に対する保安意識の高揚を図り、製造にかかる諸基準の遵守徹底と製造技術向上のため保安講習を実施し、また自主保安教育を励行せしめることにより、自主保安体制の強化を図る。

(2) 火薬類販売関係

- ① 県内の火薬類販売所に対しても前記と同じく検査を実施し、火薬庫等の保安維持と販売方法の指導監督に努める。

なお、対象となる火薬類製造業者及び販売業者は別添資料のとおりである。

- ② 前記①に準じて保安講習の実施に努め、また、自主保安教育を励行せしめて自主保安体制の強化を図る。

(3) 火薬類消費関係

消費現場の立入検査を強化し、消費する火薬類の運搬、貯蔵、保管についての管理状況を検査するとともに、消費にかかる技術上の基準遵守の徹底を指導監督する。

許認可上の重点事項は次のとおりである。

- ① 火薬庫の設置許可申請に際しては、設置場所が主な活断層や自然災害に係る危険地にかかっている場合は、事業者に対し、各種情報を提供し、設置場所の変更等を指導する。
- ② 工事用現場火薬庫等については、万一の爆発災害を考慮し、村落、人家、道路等からの保安距離を確保することはもちろんのこと、二次的災害の原因となる盗難予防についても十分な措置をとらせる。また、予期できない自然災害に備えて、火薬類の貯蔵量は、必要最小限とし、火工品については、堅牢な容器に収納するよう事業者に対し、指導する。
- ③ 火薬類の消費許可については、当事者の安全確保と同時に付近の建物、人家並びに通行人等に対する危害予防対策を審査し、また一時的な火薬類の貯蔵、保管について管理の適正を期するための措置をとらせる。

2 施設管理者等が実施する対策

施設管理者等は、認可を受けた危害予防規程の遵守はもちろん、自主保安体制を強化し、設備については定期自主検査を実施する等、点検・整備の励行に務める。

また、保安教育計画を作成し、従業者に対し保安教育を実施する。

第4 毒物・劇物保管施設

1 県が実施する対策

- (1) 毒物・劇物営業者に対し当該保管施設について防災を考慮し、耐震化を図るとともに、流出による被害防止を図るよう指導する。また、シアン化合物を業務上取り扱っている電気メッキ業者等に対し、保管、管理等を指導する。
- (2) 毒物・劇物製造業者、販売業者等の取扱責任者の研修を実施し、保安教育の向上を図る。
- (3) その他毒物及び劇物を業務上多量に取り扱う業者の把握に努め、指導体制の確立を図る。

2 施設管理者が実施する対策

- (1) 施設の管理・点検等の強化を図る。
- (2) 保健所等関係機関への届出体制を確立する。
- (3) 除毒作業に必要な中和剤を備蓄する。
- (4) 従事者に対し教育・訓練を実施する。

第5 放射性物質施設

県は、地震に起因する放射性物質汚染の一次災害を予防するため、医療法に基づきX線装置、診療用放射線照射装置等を使用する病院、診療所の規制並びに管理運営指導に努める。

また、消防機関は、放射性物質施設で取り扱っている放射性物質等の使用形態、種類及び数量等の実態について事前調査を行い、消防活動が有効かつ的確に遂行できるように努める。

第18節 水害予防計画

(県土マネジメント部)

地震の発生により、河川管理施設等が破壊され、二次災害としての水害の発生が懸念されるため、各施設の耐震性能の評価、耐震補強等を計画的に進める。

第1 河川・ダム施設

1 河川・ダム施設の点検、整備

地震の発生により、河川管理施設、砂防施設等が破壊し、二次災害としての水害の発生が予想される。このため、河川管理施設等の管理者は、耐震点検基準等により、各施設の耐震度を点検し、緊急性の高い箇所から計画的な補強等の対策により耐震性の確保に努める。

特に、地震による影響として、奈良盆地部で液状化が発生する可能性があり、液状化の危険区間の整理を行い、計画的に河川施設の補強等を進める。

また、水害情報の観測における雨量・水位観測局との通信に無線による回線機能を付加し情報伝達経路の二重化を図るなど、地震災害においても確実な水害情報が得られるよう河川情報基盤の整備を進める。

2 災害復旧用資材の備蓄

河川管理施設等の管理者は、地震により損害を受けた施設を速やかに応急修理できるよう、災害復旧用資材の備蓄に努める。

第19節 地盤災害予防計画

(水循環・森林・景観環境部、食と農の振興部、県土マネジメント部、地域デザイン推進局)

地震による大規模な二次災害の発生を未然に防止するための対策の整備を図る。

第1 地盤災害危険箇所の現況

本県の地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、山地災害危険箇所は県内全域に分布し、当該危険箇所が分布しないのは、大和高田市、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、広陵町の6市町のみである。

令和2年度末時点

| | 地すべり (砂防・災害対策課) | 急傾斜 (砂防・災害対策課) | 山地災害危険箇所 (森林資源生産課) |
|-------|--------------------|-------------------|-----------------------|
| 奈良市 | 245 | 354 | 178 |
| 大和郡山市 | 17 | 15 | 11 |
| 天理市 | 78 | 113 | 88 |
| 橿原市 | 15 | 0 | 1 |
| 桜井市 | 289 | 353 | 123 |
| 五條市 | 260 | 516 | 176 |
| 御所市 | 145 | 73 | 72 |
| 生駒市 | 120 | 180 | 32 |
| 香芝市 | 41 | 44 | 23 |
| 葛城市 | 53 | 35 | 42 |
| 宇陀市 | 388 | 816 | 359 |
| 山添村 | 71 | 149 | 73 |
| 平群町 | 44 | 73 | 36 |
| 三郷町 | 19 | 16 | 12 |
| 斑鳩町 | 9 | 9 | 13 |
| 曾爾村 | 70 | 51 | 59 |
| 御杖村 | 150 | 105 | 87 |
| 高取町 | 83 | 134 | 43 |
| 明日香村 | 59 | 148 | 20 |
| 上牧町 | 0 | 11 | 6 |
| 王寺町 | 11 | 22 | 6 |
| 河合町 | 0 | 9 | 3 |
| 吉野町 | 244 | 375 | 118 |
| 大淀町 | 196 | 232 | 70 |
| 下市町 | 159 | 423 | 90 |
| 黒滝村 | 54 | 62 | 93 |
| 天川村 | 41 | 92 | 86 |
| 野迫川村 | 46 | 38 | 91 |
| 十津川村 | 67 | 189 | 302 |
| 下北山村 | 31 | 49 | 74 |
| 上北山村 | 13 | 39 | 71 |
| 川上村 | 28 | 98 | 96 |
| 東吉野村 | 90 | 121 | 142 |
| 合計 | 3,136 | 4,944 | 2,696 |

第2 地盤災害危険区域の指定

1 地すべり防止区域

県は、地震を誘因とした地すべりに備えるため、今後とも地すべり危険箇所の実態調査に努めるとともに、地すべり危険箇所の調査結果の周知を図り、人家、公共施設等を地すべり災害から守る。

また、地すべり危険箇所のうち、きわめて危険度が高いものであって公共の利益に密接な関連を有する地域を地すべり防止区域に指定し、災害防止に必要な地すべり防止の諸施策を実施する。

県及び市町村は、地すべり危険箇所の防災パトロール等を実施するとともに、地域住民に対する警戒、避難体制の整備を図る。

2 急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地崩壊危険箇所は勾配が30度以上の急峻な地形であり、地質にかかわらず地震により崩壊の危険はきわめて大きいため、県は、今後とも急傾斜地崩壊危険箇所実態調査に努める。

また、危険度の著しく高いものから、急傾斜地崩壊危険区域に指定し、指定区域には、標柱及び標識板等を設置して地域住民に周知徹底を図るとともに、定期的に、防災パトロール等を実施し、崩壊危険区域の土地の維持管理及び保全について土地所有者を指導し、必要に応じて防災措置の勧告又は防災工事の施工等改善命令を行う。

県は、崩壊防止工事については、「急傾斜地崩壊防止法」に基づく工事採択基準に適合し、土地所有者等が施工することが困難又は不適合と認められるもののうち、緊急度の高いもの及び地域住民の協力が得られるところから、崩壊防止事業を施工する。

3 山地災害危険区域

県は、今後とも山地災害危険区域（山地崩壊危険箇所）の実態調査に努め、あわせて森林整備保全事業計画に基づき、山腹崩壊危険地区及び崩壊土砂流出危険区域のうち、地況、林況、地質特性、保全対象等から危険度を判定し、緊急を要するものから順次防止工事を実施する。

（資料編「山地災害危険地区（治山）」参照）

第3 ため池の整備

1 現況

本県には、約4,300余箇所の農業用ため池があり、これらの多くは、江戸時代から明治期に築造されたため池である。

大規模地震や台風、集中豪雨等によるため池の決壊による下流への被害を未然に防止するため、ため池の老朽化や下流への影響等を考慮し、危険度が高いため池について整備を行う必要があり、堤体の断面・余水吐などの状況確認や人家・公共施設など下流の状況確認などの点検を行うとともに、整備が必要なため池について、毎年市町村等からの申請に基づき事業を実施している。

2 計画方針

大規模地震の発生や大型台風、ゲリラ的に発生する集中豪雨等の影響により、ため池の堤体が決壊した場合、下流への被害は農業関係にとどまらず、人命、家屋、公共施設

等にも及ぶことが心配されている。

災害発生の未然防止と住民生活の安全・安心の確保を図るため、危険度の高いため池について、改修や補強等の整備を行うとともに、直ちに改修に着手出来ないため池についても、低水管理や保全管理の支援等ソフト対策を行い、防災・減災対策に努める。

(1) ため池等防災対策推進事業の実施

① ため池防災対策調査計画事業の実施

県は、堤体が決壊した場合、下流の家屋、公共施設等への被害が予想されるため池を「防災重点ため池」として指定し、これに位置付けられたため池について、堤体の安全性に対する機能診断調査やため池の定期的な監視（以下、ため池パトロールという。）等を進める市町村等に対して支援を行う。

② ため池整備事業の実施

老朽化等による堤、余水吐、樋管等の整備を必要とするため池、耐震調査の結果、補強を必要とするため池等、防災上整備の必要なため池について、市町村等からの申請に基づき、県営ため池整備事業、団体営ため池整備事業等で整備を行う。

(2) 防災減災対策の啓発・普及活動の実施

ため池の破損、決壊による災害を未然に防止するため、市町村によりハザードマップの作成・公表・周知や緊急連絡体制の整備を行うとともに、管理者等に対して、ため池パトロールを通して日常の管理・点検実施の周知徹底を行う。

あわせて、「ため池支援センター」を設置し、防災重点ため池の管理者からの相談に直接対応し、管理等に関する助言を行う。

(資料編「防災重点ため池」参照)

第4 宅地の安全性の向上

1 宅地の安全性

県及び市町村は、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、地震による宅地への災害を防止するため、より一層、「宅地造成等規制法」並びに「都市計画法」の適切な運用に努め、宅地の安全性の向上を図る。

また、大地震が発生した場合に、大きな被害が生ずるおそれのある大規模盛土造成地の概ねの位置や規模を調査する第1次スクリーニングの実施と大規模盛土造成地マップを作成し、公表・配布、ホームページへの掲載等により住民に広く周知し、災害の未然防止や被害の軽減に努める。

引き続き、第2次スクリーニングを計画的に進めるために調査の優先度について検討を進め、安全性の検証に向けて取り組む。

2 宅地防災パトロール

宅地造成工事現場等の宅地防災パトロールを強化し、危険箇所の応急工事の勧告または改善命令を行うなど宅地災害の発生防止に努めるとともに、毎年5月を宅地防災月間として、啓発ポスター、パンフレットの配布など、広く県民に対し、宅地の安全についての意識の高揚を図る。

第5 宅地災害の軽減・防止対策

1 被災宅地危険度判定士の養成

県は、二次災害を防止する目的で、被災宅地の被害の程度を調査し危険度を判定する被災宅地危険度判定士の県登録者を100人以上確保するよう養成に努める。また、奈良県被災建築物・宅地応急危険度判定連絡協議会が実施する実地訓練等により、判定士の技能向上を図る。

2 実施体制の整備

県及び市町村は、災害後の判定活動を速やかに実施できるよう、奈良県被災建築物・宅地応急危険度判定連絡協議会を通じて、被災市町村からの危険度判定の要請に即応できる体制（連絡網の構築、資機材の備蓄等）を構築し、県内の相互支援体制及び実施体制の整備についてさらなる改善を進める。また、同協議会が実施する研修会等により、相互支援体制及び実施体制の円滑化を図る。

府県境界を越えた相互支援体制の整備については、「全国被災宅地危険度判定連絡協議会」で協議しており、今後も判定士の派遣等についての相互支援体制の整備を進める。

3 宅地危険度判定制度の普及・啓発

県及び市町村は、住民に対して制度の趣旨について理解が得られるよう普及・啓発に努める。

第6 がけ地近接危険住宅移転

市町村は、がけ地の崩壊による危険から住民の生命の安全を確保するため、がけに近接する危険住宅の移転を推進し、県は、必要な技術的指導を行う。

第20節 地震火災予防計画

(消防救急課)

大地震による被害は、建築物や構造物の破壊だけでなく、多くの場合地震に起因して発生する火災によるところが主である。したがって、震災被害を最小限に軽減するために、県及び市町村等は、次の対策を実施する。

第1 出火防止・初期消火

- 1 各種集会、広報媒体等の広報活動を通じ、出火防止に関する知識、初期消火の技術指導の普及を図る。
- 2 災害時における初期消火の実効性を高めるために、家庭、地域、事業所等への火災警報器、消火器、消火バケツの設置について普及を図る。
- 3 地域及び事業所等において女性防火クラブや自衛消火隊等の自主的な防災組織を編成し、消防機関の指導の下に消火訓練を通じて、出火防止及び初期消火の知識、技術を習得し、災害に備える。

第2 火災拡大要因の除去

1 建築物不燃化対策

- (1) 県は、市街地における建築物の不燃化を進めるために、防火地域・準防火地域未指定の市町村に指定を指導するとともに、「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律」等の適用、市街地再開発関連事業の推進等による防災性能の向上に努める。
- (2) 県及び建築主事を置く市は、防火地域・準防火地域の指定外の地域内の建築物の新築、増改築に際し、建築確認申請受付時に、建築物の不燃化について建築基準法の防火規定に準じた指導を行う。
- (3) 県及び建築主事を置く市は、百貨店、旅館等の不特定多数の人が利用する既存特殊建築物の防災性能を常時適正に確保するために、防災・避難施設等の調査点検及び建築基準法第12条に基づく定期報告制度の活動により、建築物の安全性確保と施設改善を指導する。

2 消防活動対策

県及び市町村は、消防活動が困難である区域の解消に資する道路の整備に努める。

第3 消防力・消防水利等の整備

「消防力の整備指針」(平成12年1月20日消防庁告示第1号)並びに「消防水利の規準」(昭和39年12月10日消防庁告示第7号)を充足するため、次のとおり消防組織の充実を図り、消防設備等の整備に努める。

- 1 県は、消防施設強化促進法及び消防防災設備整備費補助金交付要綱に基づく消防防災施設整備費補助事業等の補助制度の活用を促すとともに、人員の確保についての対

策を推進する。

- 2 市町村は、消防団の施設・設備の充実に努めるとともに、青年層や女性層の消防団への参加促進を図る等の消防団の充実強化に努める。
- 3 市町村は、地域住民が発災直後において、円滑に初期消火を行うための、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ付積載車、可搬式小型動力ポンプ、ホース格納箱等の消防設備の整備に努める。
- 4 市町村は、災害時の消火栓の使用不能、防火水槽の破損等に対処するため、貯水槽等の計画的な整備を進めるとともに、農業用水、プール、井戸等の自然水利の確保に努め、水利の多元化を推進する。

第4 航空消防防災体制の推進

- 1 県は、震災時における情報収集、交通の途絶時の救急・救助・消火活動を迅速かつ適確に行うため、消防防災ヘリコプターの活用を図る。
- 2 県は、消防防災ヘリコプターに装備する資機材の整備充実、ヘリコプター応援協定、県相互の連携等消防防災ヘリコプターの運用に効率的な環境整備に努める。
- 3 県は、震災時において自衛隊、警察等他のヘリコプター保有期間と連携して救急・救助・消火活動が行えるよう密接な連絡調整を図る。

第21節 第6次地震防災緊急事業五箇年計画

(防災統括室)

地震による災害から県民の生命、身体及び財産を保護するため、「地震防災対策特別措置法」に定める地震防災上緊急に整備すべき施設等について、「奈良県第6次地震防災緊急事業五箇年計画」を作成し、計画に基づく事業を推進する。

第1 計画の概要

1 計画年度

令和3～令和7年度

2 事業の実施

県及び市町村は第6次地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、地震防災に係る緊急事業を計画的に執行する。

3 地震防災緊急事業に係る国の負担または補助の特例

地震防災対策特別措置法第4条により、国の負担又は補助の特例が定められている。

第2 対象事業及び事業費等

県及び市町村の地域防災計画等に定める事項のうち、主務大臣の定める基準に適合する次の施設等の整備等である。

計画項目及び事業量・事業費は別表のとおり。

(別表) 計画項目及び事業量・事業費 (地震防災緊急事業五箇年計画総括表)

| 事業項目 | 事業量 | | 事業費 (百万円) |
|------------------|---------|--------|--------------|
| 1号 避難地 | 1.1 ha | 1 箇所 | 2,267 |
| 2号 避難路 | 7.48 km | 4 箇所 | 1,368 |
| 3号 消防用施設 | 166 箇所 | | 3,935 |
| 4号 消防活動用道路 | km | 箇所 | |
| 5号 緊急輸送道路等 | | | |
| 5-1号 緊急輸送道路 | 67.5 km | 103 箇所 | 54,761 |
| 5-2号 緊急輸送交通管制施設 | 47 箇所 | | 167 |
| 5-3号 緊急輸送ヘリポート | 箇所 | | |
| 5-4号 緊急輸送港湾施設 | 箇所 | バース | |
| 5-5号 緊急輸送漁港施設 | 箇所 | バース | |
| 6号 共同溝等 | 2.1 km | 3 箇所 | 1,899 |
| 7号 医療機関 | 施設 | | |
| 8号 社会福祉施設 | 施設 | | |
| 8の2号 公立幼稚園 | 7 棟 | 4 学校 | 399 |
| 9号 公立小中学校等 | | | |
| 9-1号 校舎 | 棟 | 学校 | |
| 9-2号 屋内運動場 | 棟 | 学校 | |
| 9-3号 寄宿舍 | 棟 | 学校 | |
| 10号 公立特別支援学校 | | | |
| 10-1号 校舎 | 棟 | 学校 | |
| 10-2号 屋内運動場 | 棟 | 学校 | |
| 10-3号 寄宿舍 | 棟 | 学校 | |
| 11号 公的建造物 | 18 施設 | | 6,951 |
| 12号 海岸・河川 | | | |
| 12-1号 海岸保全施設 | 箇所 | m | |
| 12-2号 河川管理施設 | 箇所 | m | |
| 13号 砂防設備等 | | | |
| 13-1号 砂防設備 | 箇所 | | |
| 13-2号 保安施設 | 箇所 | | |
| 13-3号 地すべり防止施設 | 箇所 | | |
| 13-4号 急傾斜地崩壊防止施設 | 箇所 | | |
| 13-5号 ため池 | 15 箇所 | | 2,148 |
| 14号 地域防災拠点施設 | 2 施設 | | 5,572 |
| 15号 防災行政無線 | 63 箇所 | | 1,948 |
| 16号 水・自家発電設備等 | 1 箇所 | | 124 |
| 17号 備蓄倉庫 | 2 箇所 | | 321 |
| 18号 応急救護設備等 | 基 | | |
| 19号 老朽住宅密集対策 | ha | 箇所 | |
| 合計 | | | 81,860 |

※本表は令和4年2月時点のものであり、国との事前協議終了後の内容である。

第2.2節 防災体制の整備計画

(防災統括室、総務部、県土マネジメント部、地域デザイン推進局)

県、市町村は、平常時から防災に係る組織体制等の整備、充実を図る。県は、広域防災拠点の指定、整備を進め、大規模災害時に関係機関相互の応援が円滑に行えるよう努める。県、市町村は、大規模災害時には全職員が災害対応に当たることを踏まえ、平素から職員の意識高揚、災害対応能力の向上を図る。

第1 県の活動体制

県は、県域における総合的な防災対策を推進するため、平常時から防災に係る組織体制等の整備、充実を図る。

1 県庁舎等の機能強化

災害応急対策活動に使用する県庁舎等の県有施設については、耐震化を早急に進め、設備、備品等の転倒・落下防止対策を早急に講じる。また、非常用電源の整備や機器類の充実等、災害対応機能の強化を図る。

2 災害応急対策活動に従事する県職員用物資の備蓄

大規模な災害時には、災害応急対策活動に従事する県職員の食糧、水等の物資が確保できなくなることが想定されることから、県の災害応急対策活動を維持するため災害応急対策活動に従事する県職員用の物資の備蓄を推進する。

3 防災拠点

県は、大規模災害時において救出救護、復旧活動の拠点となる防災拠点の機能整理、求められる機能に対応する現状施設の位置づけを行う。

(1) 防災拠点

災害応急対策活動に従事する防災機関のための活動拠点で、以下のいずれかの拠点の機能を満たす施設

- ① 進出拠点 応援部隊が被災地に進出するための目標とする拠点(一次的に集結する場所を含む)。
- ② 救助活動拠点 被災地において部隊の指揮、宿営、燃料補給等を行う拠点
- ③ 物資輸送拠点 支援物資を受け入れ、これを被災地に送り出す拠点
- ④ 航空搬送拠点 航空機による医療搬送や物資の受け入れ等が可能な拠点
- ※ 災害対応拠点 県内で災害対応を実施する拠点(県庁、市町村役場、消防署、警察署、病院 など)

(2) 広域防災拠点

全国の防災機関から災害応急対策活動に係る応援を受けるために、アクセス性に加え、一定の敷地面積を有する施設

県は、広域防災拠点を予め指定するとともに、関係機関相互の応援が円滑に行えるよう警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、物資輸送等の救援活動拠点としての環境整備を進めるものとする。

現行の広域防災拠点は、当面以下の4施設を指定するが、インターチェンジとの近接

性、耐震性等課題があるため、今後、他の県有施設、国有または市町村有施設のうち、活動拠点となり得る施設の指定について、国、市町村の協力を得て、積極的に検討を進める。

また、国土交通省より「防災道の駅」として選定された中町「道の駅」（奈良市）について整備を進め、広域防災拠点としての指定を目指す。

【広域防災拠点指定施設】

- ① 県営競輪場
 - ② 第二浄化センター
 - ③ 消防学校
 - ④ 吉野川浄化センター
- (3) 大規模広域防災拠点

南海トラフ巨大地震などの大規模災害発生時に、県外からの支援を受けるとともに、紀伊半島全体の後方支援拠点としての機能を担う面からも、固定翼機の離発着が可能な滑走路等を備えた県の大規模広域防災拠点を、「奈良県大規模広域防災拠点整備基本計画（令和3年6月）」に基づき、整備する。

第2次地震被害想定調査結果を踏まえ、想定する地震ごとに被災地への円滑な救援物資の供給と想定される避難者数に対応した物資の集積面積について考慮する。

4 震災対応マニュアルの作成等

県の各部局（課・室）は、地域防災計画の内容に基づき、災害時の応急対策活動を円滑に行えるよう災害対応マニュアルを作成し、職員に周知を図るものとする。特に、毎年の人事異動に伴う転入職員に対しては、その内容の周知徹底を図る。

また、県の各部局は定期的に関係機関と連携した訓練や「応援職員における奈良県への受入及び市町村への短期派遣マニュアル」及び「災害時緊急連絡員活動マニュアル」を踏まえた訓練等を実施することにより、マニュアルの実効性を高めるよう努める。

さらに、県災害対策本部設置時には、県職員全員が災害対策本部要員となることから、県職員は、平常時からその自覚を十分に持ち、防災や災害対応に関する知識の修得に努める。県防災統括室は、そのための研修等を実施し、県職員の防災意識の高揚と災害対応能力の向上を図る。

第2 市町村の活動体制

市町村は、災害時に災害対策本部を速やかに設置できるよう、災害対策本部室の場所、設置手順等を定めるとともに、全ての職員の動員・配備・任務等をあらかじめ明確に定めるなど、それぞれの責務を遂行するために必要な活動体制を整備する。また、災害時に業務が継続できるよう、市町村において業務継続計画の策定に努めるとともに、県はその取組を支援する。

業務継続計画には、次に掲げる特に重要な6要素についてあらかじめ定め、重要な準備項目の明確化をしておく。

- (1) 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- (2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- (3) 電気・水・食料等の確保

- (4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- (5) 重要な行政データのバックアップ
- (6) 非常時優先業務の整理

あわせて、平素から研修、訓練等を通じ、職員の防災意識の高揚と災害対応能力の向上を図る。

市町村は、防災拠点の整備に努めるとともに、住民が災害時に自ら防災活動を行いやすい環境整備に努める。

県は市町村に対し、「応援職員における奈良県への受入及び市町村への短期派遣マニュアル」及び「災害時緊急連絡員活動マニュアル」を踏まえた内容を市町村防災計画に反映できるよう支援する。

第3 地震観測体制及び地震調査研究の推進

1 地震観測

- (1) 県が行う観測（震度情報ネットワークシステム）

県は、地震発生時に防災関係機関が迅速に対応できるように県内各地に設置した計測震度計により観測された震度データを収集し、総務省消防庁、奈良地方気象台へ送信する。

- (2) 気象庁が行う観測

気象庁は、地震発生時の震源要素の決定、地震及び津波に関する情報発表のため、地震計、計測震度計等を設置して観測しており、報道機関にも情報を提供する。

- (3) 独立行政法人防災科学技術研究所が行う観測

独立行政法人防災科学研究所は、全国に強震計を設置し、被害を起こすような強い地震動をとらえ記録できる観測網（K-NET）を構築している。

2 地震調査研究の推進

県は、地震被害想定調査等の精度を向上させるために地盤データの収集や地下構造調査等が不可欠である。その為、ボーリングデータの収集・データベース化、県震度情報ネットワークシステムで記録した地震波形データの有効活用等、地震及び地震防災に関する観測、調査、研究を実施している国や大学等の研究機関と連携し、総合的に推進することとする。

第4 防災関係情報の共有化

県、市町村、その他防災関係機関は、それぞれが把握する被災・復旧情報、観測情報等を迅速・的確に収集する体制の整備を図るとともに、防災関係機関相互で情報の共有化を図る。

第5 大規模地震発生時における庁舎の機能継続

防災拠点等となる建築物（庁舎、指定避難所、病院等）については、大地震時の倒壊等の防止にとどまらず、大地震後も機能継続できるための高い性能を確保することを目指す。

- 1 新規に建物を設計及び建築する際は、大地震及び大地震により引き起こされる災害

を想定し、可能な限り災害リスクの低い場所を選定するよう促す。

- 2 非構造部材の耐震設計については、大地震時における人命の安全を確保するために、耐震性に余裕を持った設計及び確実な施工を行う。
- 3 大地震の影響によるライフラインの寸断等の設備被害対策として、自家発電や非常用電源等の機能を確保するものとする。

第6 大規模停電対策

- 1 県及び市町村は、燃料、発電機、建設機械（火山災害においては除灰機材を含む。）等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。

なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会が増大などに配慮するよう努めるものとする。
- 2 県、市、公共機関及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるよう燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努めるものとする。また、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や通信途絶時に備えた衛星通信等の非常用通信手段の確保を図るものとする。
- 3 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。
- 4 県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。
- 5 県、市及び放送事業者等は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図るものとする。
- 6 県は、災害応急対策に係る重要施設の管理者に対して、あらかじめ、燃料備蓄の補給状況等、災害に備えた事前の準備状況の確認を行うよう努めるものとする。
- 7 県及び電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

第23節 航空防災体制の整備計画

(消防救急課)

県は、災害時における情報収集、交通の途絶時の救急・救助・消火活動を迅速かつ的確に行うため、消防防災ヘリコプターを配備し、効果的な運航体制の保持に努める。また、市町村は、県消防防災ヘリコプターの受入体制を整えるよう努める。

第1 県消防防災ヘリコプターの配備

1 県消防防災ヘリコプターの配備

県は、災害時における情報収集、交通の途絶時の救急・救助・消火活動を迅速かつ的確に行うため、消防防災ヘリコプター「やまと2000」を平成12年8月に配備し、平成12年12月から運用している。

- (1) 機種 ベル式412EP型
- (2) 座席数 15席
- (3) 全備重量 5,398kg
- (4) 巡航速度 200km/h
- (5) 主要装備 テレビ映像電送装置、ビデオ録画装置、消火タンク・消火バケツ(空中消火装置)、ホイスト装置(救助用吊上機)、カーゴフック(懸架装置)、救命用担架装置、機外拡声装置、照明装置、防振カメラ

2 運航体制の整備

県は、県内消防本部から派遣された職員で構成する県防災航空隊において、消防防災ヘリコプターに装備する資機材の充実を図り、迅速かつ効果的な消防防災ヘリコプターの運航体制の保持に努める。

3 協力体制の確立

県は、警察、他府県、自衛隊等のヘリコプター保有機関と連携して救急・救助・消火活動が行えるような密接な連絡調整を図る。

また、次のような場合の災害応急活動等に支障をきたさないよう、引き続き各関係機関との協力体制、連携強化に努める。

- (1) 本県の消防防災ヘリコプターが点検整備等で運航できない時
- (2) 災害の規模が大きく、他のヘリコプターの応援が必要な時

4 市町村地域防災計画で定める事項

市町村は、県消防防災ヘリコプターの受入体制を整えるため、次の事項を市町村地域防災計画においてあらかじめ定める。

- (1) 要請担当窓口
- (2) 派遣要請手続き
- (3) ヘリコプター臨時離着陸場の指定
- (4) その他必要な事項

第2 奈良県ヘリポートの整備

奈良県ヘリポートは、関係基準等に基づき建設されているが、災害等により外部から物資搬入が一時的に途絶えても、ヘリポートの機能を維持できるよう以下の施設を設置する。

1 給油施設

航空燃料の補給が一時的に途絶えた場合を想定し、県消防防災ヘリコプター等の活動が一定時間可能となる燃料を備蓄する。

2 自家発電装置

送電が一時的に停止した場合を想定し、送電が復旧するまでの間に対応できる自家発電装置を設置する。

第3 緊急ヘリポートの整備

- 1 市町村は、あらかじめヘリコプターの災害活動用緊急ヘリポートを確保し、市町村地域防災計画に記載する。
- 2 ヘリポート施設の管理者は、現地において当該施設が緊急ヘリポートである旨の表示に努める。
- 3 県及び自衛隊は、災害活動用緊急ヘリポートにおけるヘリコプターの利用可能状況を調査する。
- 4 県及び市町村は、新規の災害活動用緊急ヘリポートについて着陸適地であるか調査を行い、その拡充を図る。

第24節 通信体制の整備計画

(防災統括室、総務部、水循環・森林・景観環境部、県土マネジメント部)

災害時に被害情報を迅速かつ確実に収集し、避難情報などを住民に確実に伝達できるよう、県防災行政通信ネットワークをはじめ多様な伝達手段を整備・確保する。また、国との情報交換のための通信網を確実に運用する。

第1 県の情報通信施設等

1 県防災行政通信ネットワーク

(1) 現況

県は、県と市町村及び防災関係機関相互の災害時における迅速かつ的確な情報の伝達を確保するため、県防災行政通信ネットワークの整備を行い、平成29年4月から運用している。県防災行政通信ネットワークは高速大容量通信が可能となる光ケーブルによる大和路情報ハイウェイ等を利用した有線回線を主回線とし、衛星系回線を副回線、更にそのバックアップ回線として衛星携帯電話回線の3ルートを組み合わせている。衛星系回線は、一般財団法人自治体衛星通信機構(LASCOM)の地域衛星通信ネットワークにより、国や他の都道府県やその管内市町村等と通信が可能となっている。

(2) 災害予防計画

県、市町村及び防災関係機関は、県防災行政通信ネットワークの円滑な運営及び管理を図るため、奈良県防災行政通信ネットワーク運営協議会を設置し、設備の保守を行い機能維持に努めるとともに、機器操作及び通信要領の習熟を目的に情報伝達訓練等を定期的実施する。

2 中央防災無線網

中央防災無線網は、大規模災害時等の緊急時に、迅速な国との情報交換を目的に、内閣総理大臣官邸及び国の緊急災害対策本部と県災害対策本部を結ぶ通信網で、平成7年12月から運用している。

3 消防庁消防防災無線網

県と国土交通省奈良国道事務所間に多重無線通信回線を整備し、国土交通省通信施設の共用を図り、県と総務省消防庁、国土交通省及び各都道府県間を結ぶ地上系無線通信網として運用を行っている。また、衛星系回線としては地域衛星通信ネットワークによる運用を行っている。

4 大和路情報ハイウェイ

(1) 現況

大和路情報ハイウェイは、県庁舎、県出先機関及び市町村間のネットワークを専用の情報通信回線で接続することにより、各種業務システムを利用できる環境を整備し、安定した情報通信基盤として平成17年4月から運用している。また、大和路情報ハイウェイ障害時における県防災行政通信ネットワークの優先制御設定及び南部東部の町村におけるアクセス回線の二重化について平成29年3月から整備・運用している。

(2) 災害予防計画

県、市町村と通信事業者での発災後の被害状況確認、復旧作業に関する役割分担、連絡体制を明確にしておき、発災後の相互の連携がスムーズになるよう努める。

第2 市町村防災行政無線設備

1 現況

市町村が防災情報を収集し、また住民に対して防災情報を周知する為の手段に市町村防災行政無線等がある。令和2年3月末現在、市町村防災行政無線は、県内39市町村の内33市町村で整備済みであり、市町村防災行政無線を補完する全国瞬時警報システム（J-ALERT）や緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）は全市町村で整備済みである。

(1) 同報系無線

屋外拡声器や家庭内の戸別受信機により、市町村役場から地域住民への災害情報の伝達に活用される。

(2) 移動系無線

災害現場から市町村役場までの現地災害情報の伝達のほか、広報車による地域住民への情報伝達にも活用される。

2 災害予防計画

(1) 市町村は、各無線局の設備及び各機器について、保守点検を行い、常に各機器を最良の状態に保持させるとともに、耐災性の向上に努める。

(2) 市町村は、自家用発電機をはじめとした非常用電源設備の耐災性の向上に努める。

(3) 市町村は、機器操作及び通信要領の習熟を目的に、情報伝達訓練等を定期的に実施する。

3 整備計画

(1) 未整備の市町村にあつては、同報系、移動系各デジタル無線網等の導入整備に努める。

(2) 整備済みの市町村にあつては、無線網の拡充・強化及び更新並びにデジタル化等に努める。

(3) 市町村は住民への災害情報伝達手段として、できるだけ多くの伝達手段を確保するように努める。

(4) 整備に当たっては、設備の耐災性の向上に努める。

第3 電信電話設備（災害時優先電話）

NTT西日本は、県・市町村及び防災関係各機関の申し出により、あらかじめ指定した加入電話を災害時優先措置する。県、市町村及び防災関係機関は、各機関の加入電話が災害時優先措置されるようNTT西日本に申し出て協議し、必要な災害時有線電話を確保するものとする。

第4 放送施設

日本放送協会及び奈良テレビ放送等の放送施設は、施設の耐震等強化、非常用放送設備の確保、連絡通信手段の確保を積極的に推進する。また、大規模災害を想定した防災計画に基づく災害対策の円滑、適切な実施に向けて、放送設備の保守点検や災害訓練等を定期的実施する。

第5 その他の通信設備

通信施設を保有する防災関係機関は、各種の災害が発生した場合に予想される通信設備の災害に対処し、通信の途絶防止対策及び災害復旧対策の強化、確立に努める。

第6 非常通信体制の充実強化

県をはじめとした自営の通信施設を保有する機関は、個々の通信体制の充実強化に努めるとともに、電波法第7.4条第1項に規定する通信及びその他非常時において用いられる必要な通信（以下、合わせて「非常通信」という。）の円滑な運用を図るため、各機関相互の協力による非常通信体制の整備、充実に努める。

県・市町村及び防災関係機関は、災害時の非常通信の円滑かつ効率的な運用を図るため、各機関相互の協力による通信訓練を実施し、平時より非常通信の習熟に努める。

第7 通信訓練

県及び市町村等は、非常災害時において各種通信手段が円滑に運用されるよう平素から意思疎通に努めるとともに、特定の職員以外でも通信機器の基本的な操作ができるよう定期的に通信訓練を実施する。

第8 緊急速報メール

市町村は、住民への防災情報伝達手段として、携帯電話事業者が提供する緊急速報メールにより、地震の情報や避難情報などを一斉配信する仕組みを整えるように努める。

第9 Lアラート等

県防災行政通信ネットワークの一部である県防災情報システムは、Lアラート、県防災ポータル、緊急速報メールに連携しており、県民への速やかな情報提供が可能である。

市町村は災害対策本部設置状況、避難指示等発令情報、避難所開設情報を、県防災情報システムに入力することで、Lアラート等を通じてこれらの情報を住民へ速やかに周知できる。

第10 孤立集落への通信

災害時には固定電話や携帯電話が停電や通信回線の断線により通信利用できない場合がある。これに備えて、市町村は、孤立集落対策として双方向通信可能な情報通信手段の整備に努める。

1 衛星携帯電話

市町村は、避難所の機能強化の為、避難所に非常用電源、衛星携帯電話を整備するように努める。

2 市町村防災行政無線

市町村は、避難所等と双方向の通話が可能な市町村防災行政無線の整備に努める。

第25節 孤立集落対策

(防災統括室)

平成23年の紀伊半島大水害において、孤立集落が多数発生した経験から、通信及び道路の途絶により孤立する可能性のある地域において、発生の未然防止、及び発生に備えた対策の充実を図る。

県及び市町村は、道路寸断等による物理的な孤立だけでなく、外部と連絡が取れなくなる通信孤立があることをあらかじめ認識しておく。

第1 県、市町村、住民・自主防災組織の役割分担

1 住民・自主防災組織

防災の基本である「自らの安全は自らが守る」という原則に基づき、孤立に備えて、最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水及び生活必需品の備蓄に努めるとともに、積極的に自主防災活動に参加する。この際、土砂災害警戒区域を把握しておくよう留意する。

孤立する可能性ある住民及び自主防災組織は、災害発生時に迅速に安全確認を行えるよう平時から訓練しておくものとする。

また集落内のヘリポートがヘリの操縦士に明確に伝わるような手段をあらかじめ検討しておく（車両の発煙を利用する等）ものとする。

2 市町村

民間通信インフラがつかない場合に備えて、衛星携帯電話等多様な通信機器の整備を行う。整備が費用的に困難な場合は、簡易トランシーバー等の低廉なツールやアマチュア無線等を通信手段として活用することも検討しておく。

消防防災ヘリ、県警ヘリやドクターヘリ等が、上空から確認する際の目印となるものを検討しておく。

市町村は、災害後遅滞なく管轄する道路の安全確認が実施できるようにあらかじめ職員配置及び確認ルートを検討しておく。

市町村は、災害時には停電により生活に支障が出るとともに、被害状況を把握する方法がなくなることに備え、灯油やLPガス等を利用して発電できる機器の設置を検討しておくとともに、集落が孤立した際の住民の食料や生活必需品の確保のため、食料、飲料水及び生活必需品の備蓄を行い、また住民に対して食料等の備蓄を呼びかける。

3 県

災害後遅滞なく管轄する道路の安全確認が実施できるようにあらかじめ職員配置及び確認ルートを検討しておく。

県は、孤立する可能性のある集落及び臨時ヘリポートについて位置を把握し、消防防災ヘリ、県警ヘリやドクターヘリ等を災害時に活用できるよう確認を行う。

第26節 支援体制の整備（県外で災害発生の場合）

（防災統括室、総務部、文化・教育・くらし創造部、県土マネジメント部）

東日本大震災における対応の経験を踏まえて、県外被災地への人的支援、県外からの避難者の受入を実施する場合に、県としての対応、市町村や関係団体との連携した支援体制の整備について必要な項目を定める。

第1 人的支援体制の整備

- 1 市町村及び県は、医師、保健師、土木及び農林関係等、派遣可能な専門職員の人数を把握しておく。
- 2 市町村は、友好都市や姉妹都市など個別につながりのある市町村との関係を強化し、災害時の相互の連携協力を確認しておく。
- 3 県は、県外での大規模災害発生時に備えて支援体制の整備を行う。
- 4 被災市町村への支援にあたっては、国（総務省）の応急対策職員派遣制度（災害マネジメント総括支援員・災害マネジメント支援員等による支援を含む）を活用するなど、国や関西広域連合等との連携に基づき実施する。なお、県は、円滑かつ十分に支援を実施することができるよう、災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員の育成及び確保に努めるものとする。

第2 被災者受入体制の整備

- 1 大規模災害の発生や、原子力発電所事故による大量の被災者を受け入れる体制整備を市町村と連携して進める。
- 2 大量の被災者を長期間受け入れる場合を想定し、旅館、ホテル等宿泊施設の長期借上げや賃貸住宅の斡旋等について事業者と協議を行う。

第3 広域防災体制の確立

南海トラフ巨大地震などの大規模災害発生時に、県外からの支援を受けるとともに、紀伊半島全体の後方支援拠点としての機能を担う面からも、固定翼機の離発着が可能な滑走路等を備えた県の大規模広域防災拠点を、「奈良県大規模広域防災拠点整備基本計画（令和3年6月）」に基づき、整備する。

第4 ボランティア等の活動体制

ボランティア等の活動については「第2章第11節 ボランティア活動支援環境整備計画」に基づく。

第27節 受援体制の整備（県内で災害発生の場合）

（防災統括室、総務部、文化・教育・くらし創造部、県土マネジメント部）

県内において地震が発生し、県又は被災市町村では救援措置等の実施が困難な場合に、他の市町村、都道府県及び防災関係機関からの支援を迅速かつ円滑に受けることができるよう整備する。

第1 防災関係機関の相互応援体制の整備

- 1 県及び市町村は、災害時に迅速かつ適切な支援ができるよう、県と県内全市町村の間で締結した「災害時における奈良県市町村相互応援に関する協定書」により連携の強化を図り、全県的な相互応援体制を整備し、実効性の確保に留意する。
- 2 市町村は、友好都市や姉妹都市など個別につながりのある市町村との関係を強化し、災害時の相互の連携協力を確認しておくものとする。
- 3 県は、国、他の都道府県及び防災関係機関に、迅速に応援要請ができるよう要請の手順等を取り決めておくものとする。
- 4 県は、他の都道府県等へ応援要請した際の人的支援受入のため、被災市町村への応援体制を含む、県受援マニュアル（応援職員における奈良県への受入及び市町村への短期派遣マニュアル）を整備するとともに、必要に応じて修正をする。
- 5 県は、市町村へ県受援マニュアルと整合のとれた市町村受援マニュアルの作成を支援する。
- 6 災害時に、県は、被災した市町村へ早期に県リエゾンを派遣する。
- 7 県及び市町村は、被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等の、民間事業者へ委託可能な災害対策に係る業務について、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結する。

第2 応援受入体制の整備

- 1 県及び市町村は、あらかじめ災害時に要請する応援業務（人の派遣、物資の供給、避難所の運営等）を整理しておくものとする。
- 2 県は、国や他の都道府県からの人的支援受入のための「応援職員における奈良県への受入及び市町村への短期派遣マニュアル」により、応援受入体制の整備をしておくものとする。
- 3 県は、災害時に応援職員の派遣要請を行うため、関西広域連合の枠組みによる応援や、「応急対策職員派遣制度」に基づく応援等について、関西広域連合や全国知事会、総務省等の関係機関との連携体制の構築に努める。また、応急対策職員派遣制度を活用した受け入れについては、訓練等を通じて、活用方法の習熟や発災時における円滑な活用の促進に努める。
- 4 県は、国、関西広域連合、全国知事会等からの視察に備え、視察対応班や航空運用調整班等の業務の整理をしておく。
- 5 県及び市町村は、迅速、円滑に応援が受けられるように各応援機関の執務スペース、宿泊場所、物資、資機材の集積場所、車輛の駐車スペース、ヘリポート等を確保する。

第3 広域防災体制の確立

南海トラフ巨大地震などの対応基地として、また紀伊半島の支援の拠点として備蓄庫・ヘリポート等を備えた県の大規模広域防災拠点の整備を図る。

第4 ボランティア等の活動体制

ボランティア等の活動については「第2章第11節 ボランティア活動支援環境整備計画」に基づく。

第28節 保健医療計画

(福祉医療部)

災害発生後48時間(いわゆる「急性期」)は、被災地への重点的な医療資源投入による救命医療及び重症傷病者の被災地外への搬送を行い、助けられる命を一人でも多く助けることが求められる。また、急性期以降は、被災者に対する、医療救護、健康相談、こころのケアなど、様々な医療の提供が必要となる。

このため、災害の規模や原因、発生場所、発生時刻などの違いや、災害発生からの時間の経過に伴う医療ニーズの変化に的確に対応できる保健医療活動体制の整備を図る。

第1 保健医療活動体制の整備

1 市町村

- (1) 市町村は、地区医師会等の医療関係団体と協議し、保健医療活動チームの整備を図る。
- (2) 市町村は、医療救護班の活動場所となる医療救護所を設置する。避難所に指定した施設等の中から医療救護所として使用可能な施設をあらかじめ指定するとともに、住民への周知を図る。

2 県

- (1) 県は、災害拠点病院等(DMAT指定病院、市町村立病院等)及び医療関係団体と協議し、保健医療活動チームの整備を図る。
- (2) 県は、県医師会、県病院協会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会と災害時の保健医療活動についての協定を締結する。また、災害時の保健医療活動に必要なその他の団体と協定の締結について検討する。
- (3) 災害時保健医療活動を円滑に行うため、市町村、県医師会、地区医師会、県病院協会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、県精神科病院協会、日本赤十字社奈良県支部等の関係機関との連絡体制の整備を図る。
- (4) 県は、災害医療コーディネーター、透析災害医療コーディネーター、周産期災害医療コーディネーターの設置を含めた保健医療活動体制の整備を行う。
- (5) 災害時の患者及び傷病者の搬送体制を確立するため、災害拠点病院等及び県病院協会等と、後方医療体制の整備に向けた調整を図る。
- (6) 県内医療機関との連絡体制の構築については、第2で示すところによる。
- (7) 保健医療調整本部の体制整備及び充実に向け、定期的な体制の見直し及び医療政策局内の訓練を行う。
- (8) DHEATの構成員の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るための継続的な研修受講を推進する。

3 県保健所

- (1) 県保健所は、管内の地区医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等医療関係機関及び市町村等との連絡体制(地域災害医療対策会議)の整備を図る。
- (2) 県保健所は、感染症対策、防疫対策、食中毒対策等の拠点としての整備を図る。

- (3) 県保健所は、災害時に感染症患者が発生した場合や感染症の発生予防のため、防疫用品等の備蓄を図る。
- (4) 県保健所は、管轄地域内における災害時保健医療活動を指揮調整するため、地域保健医療調整本部の体制整備及び充実に努める。

4 DMAT（災害派遣医療チーム）の整備

- (1) DMATは、災害発生直後の急性期（概ね48時間以内）に活動できる、機動性を持ち専門的訓練を受けた医療チームで、県内では25チーム編成されている。
- (2) 県は、「奈良県DMAT運用マニュアル」に基づき、迅速な派遣が図れるよう関係機関の情報共有・連絡体制の確立に努めるとともに、DMATの更なる整備を促進する。
- (3) 県は、災害時にDMAT及び関係機関が円滑に連携できるように、災害医療コーディネーター等のコーディネーターも参加する研修・訓練等を行うとともに、奈良県DMATコーディネーターを設置し、DMATの派遣及び受入れに関する体制を整備する。
- (4) 災害拠点病院・DMAT指定病院は院内災害対応マニュアルに他府県DMATの受入にかかる受援計画の整備を図る。

5 災害拠点病院の整備

- (1) 災害拠点病院は、災害による重篤患者の救命医療等、高度の診療機能を有し、被災地からの患者受け入れ、広域医療搬送に係る対応、自己完結型の災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣等の機能を有する医療機関である。
- (2) 県では、各保健医療圏で中心的役割を担う地域災害拠点病院として6病院を、災害医療の中心的役割を担い、地域災害拠点病院の機能強化、要員の訓練・研修機能を有する基幹災害拠点病院として、県立医科大学附属病院を指定している。
- (3) 県は、全ての災害拠点病院において、DMATの更なる整備推進、災害訓練の実施、ヘリポートの整備の促進を図る。また、被災後、早期に診療機能を回復できるよう業務継続計画の整備を図る。

(R1.11.1 現在)

| 区 分 | 病院名 | | DMAT整備数 |
|----------|------------|-------------|---------|
| 基幹災害拠点病院 | 県立医科大学附属病院 | | 4 |
| 地域災害拠点病院 | 奈良保健医療圏 | 奈良県総合医療センター | 5 |
| | | 市立奈良病院 | 3 |
| | 東和保健医療圏 | 済生会中和病院 | 2 |
| | 西和保健医療圏 | 近畿大学奈良病院 | 2 |
| | 中和保健医療圏 | 大和高田市立病院 | 2 |
| DMAT指定病院 | 南和保健医療圏 | 南奈良総合医療センター | 3 |
| | 西和保健医療圏 | 奈良県西和医療センター | 2 |
| | 東和保健医療圏 | 宇陀市立病院 | 2 |

6 災害対応マニュアルの整備

医療機関は、災害時に備え防災体制、入院患者への対応、傷病者の受入体制、医療救護班の派遣方法等を記した災害対応マニュアルの作成を図る。

7 傷病者、医療救護スタッフの搬送体制の確保

県は、災害時において効率的・効果的な医療救護活動を行うため、消防機関等と連携して傷病者及び医療救護スタッフ等の搬送体制の整備を図る。

第2 災害時における連絡体制の構築

1 広域災害救急医療情報システムの整備

県は、災害時に迅速な対応が可能となるよう、病院の診療可否情報、受入可能患者数及びライフライン稼働状況等の情報を相互に収集・提供するため、奈良県広域災害救急医療情報システムを整備するとともに、国の広域災害救急医療情報システム（EMIS：Emergency Medical Information System）を活用し、関係機関の連絡体制の構築を図る。

- (1) 県は、災害時の円滑なシステム運用を図るため定期的に訓練を実施する。
- (2) 関係機関は、災害時の受入情報の入力等、システムを運用するための体制整備に努める。

2 防災行政通信ネットワーク・衛星携帯電話等の通信手段の整備

県は、保健所、県立医科大学附属病院等に設置される防災行政通信ネットワークや、保健所、災害拠点病院等が保有する衛星携帯電話、関係機関の緊急連絡網（奈良県DMAT運用マニュアル等）等、医療情報の収集、伝達手段の確保を図る。

3 緊急走行車両の整備

県は、災害時の電気通信回線途絶時における情報収集伝達手段を確保するため、保健所等関係施設に自転車、バイク、その他緊急走行車両を緊急時に配備できるよう努める。

第3 広域医療体制の確立

1 広域搬送体制の構築

- (1) 被災地域外の災害拠点病院等の医療機関や、県外へ重傷患者を搬送するため、奈良県ドクターヘリの活用を図る。また、関西広域連合（大阪大学医学部附属病院）及び和歌山県（和歌山県立医科大学附属病院）、三重県のドクターヘリとの連携体制を確立するとともに、県防災ヘリの活用を図る。
- (2) 県は、ドクターヘリにおける災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な航空搬送拠点の整備に努めるとともに、災害拠点病院において、被災地域からの傷病者の直接受入が可能なヘリポートの整備を促進する。
- (3) 県は、広域搬送を行うための拠点（SCU：ステージングケアユニット）の設置に必要な体制を整備する。

2 広域医療体制の構築

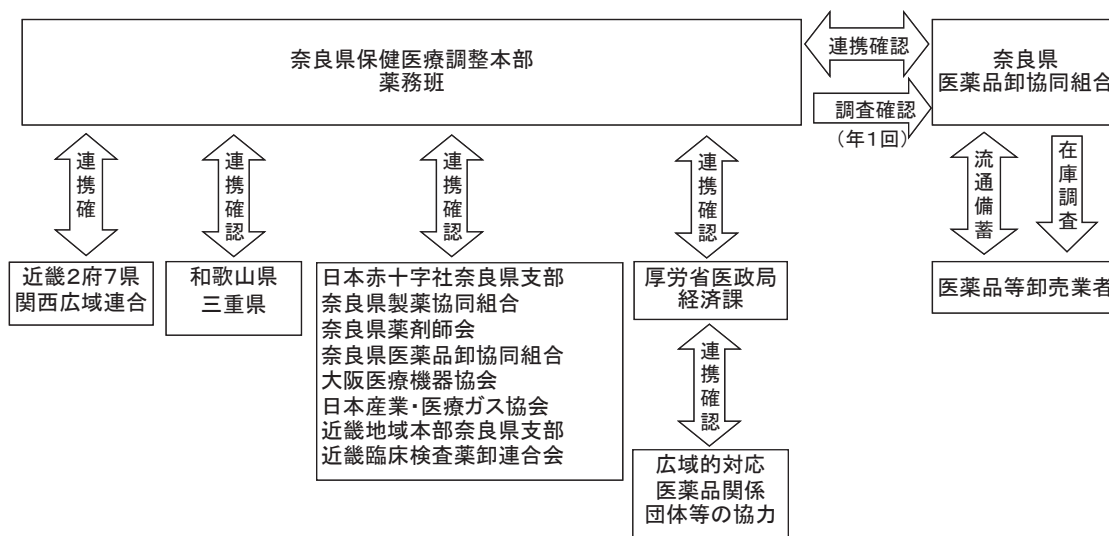
県は、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」や「紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定」等を締結している近畿府県との定期的な情報交換に努める。

第4 医薬品等の確保（協定、優先供給）

1 災害に備えた事前対策

災害時1～3日間において、保健医療活動チームが行う保健医療活動に必要な医薬品等の確保に努める。

また、関係団体の協力を得て災害用医薬品、医療機器、医療用ガス、臨床検査薬及び血液製剤等を迅速に供給するために体制整備を図る。



2 災害時における医薬品等の確保・供給

(1) 医薬品の確保

発災後3日間に必要な医薬品を確保するため、奈良県医薬品卸協同組合との間で覚書を締結し、流通在庫による優先供給を図る。災害時に必要な医薬品の供給ルート等の確認年1回行う。また、奈良県製薬協同組合との「災害時における医薬品等の供給に関する協定書」に基づいて応援要請を行う。災害後4日目以降は、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」及び「紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定」（以下、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定等」という。）に基づいて応援要請を行う。

また、4日目以降の国、他都道府県等から運ばれる医薬品の保管、管理及び供給体制の整備を図る。

(2) 医療機器・医療ガス、臨床検査薬等の確保

発災後3日間に必要な医療機器及び医療用ガス、臨床検査薬等は、「災害時における医療機器等の供給に関する協定書」、「災害時における医療用ガス等の供給に関する協定書」及び「災害時における臨床検査薬等の供給に関する協定書」に基づいて応援要請を行う。災害後4日目以降は、前述の応援要請に加えて、近畿圏危機発生時の相互応援

に関する基本協定等に基づいて応援要請を行う。

また、4日目以降の国、他都道府県等から運ばれる医療機器等の保管、管理及び供給体制の整備を図る。

(3) 血液製剤の確保

奈良県赤十字血液センターは、災害時の血液製剤の確保に努める。

第5 保健師等による健康管理・健康相談の実施（保健師班の整備）

県は、災害から地域住民の生命及び健康を守るため関係機関と協力体制を整備し、災害の状況に応じた適切な健康管理体制を構築する。

(1) 初動及び支援体制の早期確立

県は、災害時に保健師及び行政に携わるその他の医療技術職（薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士等）を派遣するにあたり、組織の指示命令系統が明確で初動・支援体制が早期に確立できるよう調整する。

(2) 情報の集約と提供の確保

県は、市町村関係機関・関係団体間における情報伝達体系を整備した上で情報を集約し速やかに提供できるルートを確保するとともに、関係者間に周知徹底する。

(3) 要配慮者への対応

県は、要配慮者が災害の犠牲者とならないようにするため、必要なケースを把握し、迅速で的確な支援を実施するために、関係機関・支援団体及び自主防災組織等と連携を図る。

(4) 人材育成等

県は、予測できる事態に対して対応能力を向上させるため、職員及び関係機関に対する啓発・研修等を行う。また、要配慮者の支援に必要となる人材の確保に努める。

第6 要継続的医療支援者（人工透析患者、人工呼吸器使用者等）の対策

県は、災害時における対応を迅速に行うため、医療機関における受診状況等の実態を把握するとともに、透析災害医療コーディネーターの助言のもと災害時に透析患者が継続して治療を受けることが可能となる体制整備に努める。

第7 在宅難病患者等対策（長期療養児含）

県は、在宅難病患者等に対する震災時の医療や保健サービスを確保するため、次の対策を講じる。

1 在宅難病患者等の療養状況の把握と情報の共有

- (1) 要支援者リスト・マップと個別ファイルの作成
- (2) 災害時の連絡方法の確保
- (3) 災害時個別支援計画の作成
- (4) 患者・家族の同意に基づいた市町村や関係機関への患者情報の提供

2 災害時の医療、保健サービス確保のための支援ネットワークの整備

- (1) 難病患者拠点病院、協力病院における災害緊急連絡体制の整備
- (2) 災害時の医療確保に向けた関係機関の協力体制の確立

(3) 保健所における在宅難病患者巡回チーム編成計画の作成

第8 精神障害者対策、メンタルヘルス対策

県は、精神障害者に対する災害時の医療を確保するため、あらかじめ精神障害者の受療状況及び医療機関の稼働状況を把握する。

県は、迅速かつ適切なところのケアに関する行動指針として、「DPAT活動マニュアル」に基づき対応する。

また、災害時において様々なストレスが被災者の不安を増大させるため、県はこれらに対する精神保健医療提供体制を確立するとともに、精神医療従事者や保健所等の専門職員に対する教育研修体制の充実に努める。

第9 医療機関の耐震性の向上・医療提供機能の確保

被災時にも医療機能の提供を可能とするため、災害拠点病院をはじめとする医療機関の耐震化を促進するとともに自家発電設備等の整備に努める。

第29節 防疫予防計画

(医療政策局)

災害時の防疫を円滑に実施するため、あらかじめ実施組織の体制や計画の策定、訓練の実施等について、基本的な事項を定める。

第1 防疫実施組織の設置

県及び市町村は、災害防疫実施のための各種防疫作業を実施する組織として、次の班等を編成する。

1 市町村（防疫班）

市町村は、防疫実施のため、数名（4～5名）からなる防疫班を編成する。

2 保健所（疫学調査班）

保健所は、管轄市町村における防疫措置について実情に即した指導を行うとともに、被災地の感染症患者の発生状況調査や病原体保有者の入院勧告などを行うため、疫学調査のための医師、保健師（又は看護師）を含む数名（3～4名）からなる疫学調査班を編成する。

3 県（防疫班）

県（医療政策局）は、防疫対策を企画し、効果的な防疫活動を推進するため、防疫班を編成する。

第2 防疫計画の策定

保健所は、管内の地理的条件と過去における被害の状況などを勘案して、災害予想図を作成するとともに、可能な限り周密な防疫計画を策定する。

第3 防疫・保健衛生用資機材等の整備

県及び市町村は、災害防疫に備えるべき資機材等の物件について、あらかじめ周知な計画を策定し、整備を図る。

医療用の消毒薬等の確保・供給については、本章第28節第4により体制整備を図る。また、生活衛生に必要な医療用以外の消毒薬用の確保・供給については、確保・供給を担当する防災統括室等との連携を確認する。

第4 職員の訓練

県及び市町村は、平常時より防疫作業の習熟を図るとともに、災害時を想定した防疫訓練を実施する。

第30節 火葬場等の確保計画

(文化・教育・くらし創造部)

災害時には、死者の遺体の火葬等が円滑に実施できない場合が想定されるため、あらかじめデータベースの整理や、葬祭業者や近隣府県等との連携体制を整備する。

第1 火葬データベースの整理

県は、「奈良県災害時広域火葬実施要綱」に基づき、市町村を通じて火葬場に係る名称、所在地、連絡先、火葬炉数及びその他必要な事項を定期的に把握し、市町村に情報提供するものとする。

第2 応援協力体制の確立

1 葬祭業者等との連携

県は、奈良県葬祭業協同組合及び全日本葬祭業協同組合連合会並びに一般社団法人全国霊柩自動車協会と協定を締結し、連携・協力体制を整備する。

2 近隣府県等との連携

県及び市町村は、近隣市町村間及び近隣府県間の火葬の受入れ等の応援体制を整備する。

第31節 廃棄物処理計画

(水循環・森林・景観環境部)

震災により排出される廃棄物（倒壊・焼失家屋等から排出される木材・家具などの廃棄物や生活ごみ、し尿等）を迅速に処理し、早期復旧に資するため、県、市町村が実施する対策について定める。

第1 災害廃棄物処理計画による体制整備

1 市町村

災害時に排出される廃棄物の処理に備え、広域的な相互支援を視野に入れて、災害廃棄物処理計画の策定・見直しを行い、県、市町村の連携による処理体制の構築に努める。

2 県

大規模災害時に発生する災害廃棄物を円滑かつ計画的に処理することを目的として策定した「奈良県災害廃棄物処理計画（平成28年3月）」に基づき、「奈良県災害廃棄物対策連絡会（県・市町村担当部課長会議）」を設置・運営し情報共有等を図るとともに、毎年度、県・市町村合同による教育・訓練を実施することにより、市町村等との協働・共有化を図り、各市町村における災害廃棄物処理計画の策定及び見直しを促進・支援する。

※災害廃棄物処理計画の事項（例）

- ・組織体制・指揮命令系統、ごみ発生量推計、処理フロー、処理能力向上対策（広域支援・官民連携・仮置場確保計画等）、資機材等の調達・備蓄計画、教育訓練計画、住民への広報など

第2 相互支援体制の構築

1 市町村

「奈良県災害廃棄物等の処理に係る相互支援に関する協定（平成24年8月1日締結）」（以下、「相互支援協定」という。）に基づき、災害発生時に、県又は被災市町村からの支援要請に可能な限り応じるため、県が調整する相互支援体制（施設・人員等）の整備に協力するとともに、関係する施設等が最大限の処理能力を発揮できるよう平常時から必要な整備・維持管理に努める。

2 県

相互支援協定に基づき下記に掲げる事項等を把握し、体制整備等の基礎資料とするとともに、有害物質（PCB、アスベスト等）の所在等の情報共有に努め、広域的な処理体制の整備・充実を促進する。

- (1) 支援可能な処理内容、規模
- (2) 提供可能な資機材等
- (3) 職員派遣の可否（人数）

- (4) 組織、連絡体制
- (5) 支援にあたっての課題等

また、環境省近畿地方環境事務所主導により設置された「大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会」において、府県間等との広域的な相互支援体制の整備を推進するとともに、一般社団法人奈良県産業廃棄物協会、奈良県一般廃棄物事業協同組合、一般社団法人奈良県建設業協会と締結（平成21年8月25日）及び奈良県解体工事業協会と締結（平成29年6月13日）した協力協定（以下、「協力協定」という。）に基づき、各団体に対して、平常時から必要な情報交換を行うなど、連携・協力関係の強化に努める。

第3 廃棄物処理施設等の整備等

1 市町村

(1) 施設の整備

焼却処理施設、リサイクル施設等の計画的な整備、及び耐震化や不燃堅牢化を推進するとともに、災害時に円滑な稼働が損なわれることなく処理能力を最大限に発揮できるよう、平常時から施設設備の整備点検等に努める。また、停電時の非常用自家発電設備及び断水時の機器冷却水、設備の稼働が不能となった場合の代替設備の確保に努める。

(2) 廃棄物の仮置場、仮設トイレ等の確保

災害時に排出される廃棄物を一時保管するための仮置場を計画・確保するとともに、仮設トイレ及びその管理に必要な薬剤等の調達にかかる体制の整備に努める。

(3) 収集運搬車両や必要な資機材等の確保

災害時に排出される廃棄物の収集運搬車両・体制の整備に努める。

2 県

市町村の施設等の整備に対して必要な助言等を行うとともに、相互支援体制を構築するための調整や情報の共有化により支援する。また、協力協定に基づき、関係団体に対して、災害時に備えて平常時から施設設備の整備点検等に努めるよう働きかける。

第3.2節 食料、生活必需品の確保計画

(防災統括室、福祉医療部、産業・観光・雇用振興部、食と農の振興部)

大規模地震の発生に際し、被災住民の保護を目的とした食料及び生活必需品等（以下、「物資」という。）の調達及び供給について、県・市町村・住民などそれぞれの役割分担を明確にして、平常時から調達及び供給体制の確立を図る。
また、県及び市町村は、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

第1 県、市町村、住民の役割分担

1 住民の役割

住民は、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄に努めなければならない。

また、東日本大震災の経験から、交通及び物流ネットワークの寸断により、支援物資がすぐに行きわたらない可能性もあることから、防災の基本である「自らの安全は自らが守る」という原則に基づき、最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水及び生活必需品を備蓄するよう努める。特に食物アレルギー等の食事に関して配慮が必要な住民は、平常時から最低3日間、推奨1週間分の分量を自ら確保するように努める。この分量を確保するためにローリングストック法等によりストックが可能な食料及び生活必需品を備蓄し、日常生活の中で、継続して備蓄できるように努める。

(ローリングストック法とは、備蓄用の特別な食料を確保しておくのではなく、普段食べている食料を古いものから順に使い、食料を循環させる方法のことをいう。)

また、家族構成を考慮して、避難するときに持ち出す最低限の生活用品についても併せて準備するよう努める。

2 市町村の役割

市町村は、被災した住民や一時的滞在者に対して物資を供給するために、物資の調達及び供給計画を策定し、その計画に基づき地域に即した方法等により調達及び供給を行うための環境整備に努める。特に災害発生時に、被災した住民へ物資を円滑に供給するために、民間の施設やノウハウを活用できるよう整備に努める。

3 県の役割

県は、被災住民に供給する生活必需品や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等及び市町村の要請を受けて必要となる物資の広域的かつ一元的な調達及び供給を行うための環境及び体制の整備に努めるとともに、市町村における計画策定にかかる助言を行う。特に災害発生時に、被災した市町村へ物資を円滑に供給するために、協定等に基づき倉庫協会等の民間の施設及び物流事業者等のノウハウを活用する。

第2 平常時の物資調達

県及び市町村は、平常時から災害の発生に際し必要となる物資の調達を、次により行う。

1 市町村の物資調達

市町村は、供給に必要な物資の調達を行うために流通業者と協定を締結する等具体的方法を検討し、災害発生時に迅速かつ的確・適切に対処するための環境及び体制を整える。

その方法は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 調達物資の品目・輸送拠点・輸送方法等を明らかにする。また、調達物資の品目については、要配慮者、女性、子どもにも配慮する。
- (2) 調達の方法は、自主備蓄・生産者備蓄・流通備蓄、市町村間における応援協定の締結、共同備蓄又は備蓄の相互融通を行うなど、地域に即した方法を採用し、実効性の確保に努める。
- (3) 国の物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努め、国、県及び市町村との情報共有を図る。
- (4) 調達を行うための調達責任者及び担当者を指定し、その職務権限を明らかにする。
- (5) その他、物資の調達に必要なことを定める。

2 県の物資調達

県は、供給に必要な生活必需品の調達を行うための具体的方法を検討し、速やかに実施するため、救援物資対応マニュアルの見直しを随時行い、災害発生時に迅速かつ的確・適切に対処するための環境及び体制を整える。

その方法は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 調達する物資は、県が応急的に供給する品目と併せて、市町村の要請を受けて必要となる品目とする。
- (2) 調達の方法は、自主備蓄、生産者備蓄、流通備蓄等幅広く採用し、実効性の確保に努める。
- (3) 国の物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努め、国、県及び市町村との情報共有を図る。
- (4) 県及び市町村で応急対応又は応援措置等の実施が困難な場合等必要に応じ「近畿圏危機発生時等の相互応援に関する基本協定」及び「紀伊半島3県災害時相互応援協定」に基づく応援調達の内容を具体的に踏まえたものとする。

また、関西広域連合が民間物流事業者・流通業者等の参画を得て、緊急物資の輸配送及び緊急物資の確保・調達について課題と対応の方向を整理した「緊急物資円滑供給システム」を踏まえた災害時の実効性のある物資供給を図る。

- (5) 調達を行うための調達責任者及び担当者を指定し、その職務権限を明らかにする。
- (6) その他、物資の調達に必要なことを定める。

第3 報告

災害発生時において、県が適切な物資の供給及び支援を行うため、市町村は、少なくとも年1回、平常時から調達物資の品目・数量・集積場所・民間との災害時応援協定の締結状況及び担当部署を県に報告する。

第4 食料等の備蓄率の向上

県民による食料等の備蓄率は防災意識向上及び市町村による備蓄啓発活動により向上が見込まれるが、県及び市町村は、積極的に災害時の物資確保に努める。

県及び市町村は、災害時に必要とされる多様な物資を現物備蓄だけでなく、流通業者との協定等、災害時に有効と考えられる物資確保手段を積極的に確保する。

第33節 文化財災害予防計画

(文化・教育・くらし創造部)

文化財の種類は多岐にわたり、予想される災害も一律ではない。文化財は後世に伝えるべき貴重な財産であるが、保存のみでなく活用とも調和が取れた維持管理が求められている。文化財に対する災害予防対策もまたそのような特性を踏まえたものでなくてはならない。本計画は国指定及び県指定の文化財（以下、「文化財」という。）を対象とし、火災、風水害等だけでなく、盗難・毀損、さらには虫害、材質劣化等の平常時における被害も含めた災害全般に対する予防対策とする。

第1 基本計画

1 保存整備事業の推進

県は、文化財の保存修理による性能維持、および防災設備や施設（警報設備・避雷設備・消火設備・防災道路・収蔵庫等）の設置、改修等の事業に対し補助金を交付し、整備を促進する。

2 管理状況の把握

県は、文化財保存課職員による適宜巡視、市町村または市町村教育委員会による情報提供、文化財保護指導委員の巡視報告等を通じ、文化財の管理状況の把握に努めるとともに、連絡先、所在場所、修理歴、防災設備等のデータを随時更新し、緊急時の対応に備える。

3 所有者・管理者への指導・助言

県は、文化財の所有者・管理者に対し日常における災害対策の実施と、防災計画や対応マニュアルの作成について、指導・助言をおこなう。

4 文化財防災思想の普及活動及び地域協力体制の構築

県は、「文化財防火デー・週間」等の行事を通じ、実地訓練や講習会の実施・参加を進め、所有者のみならず近隣一般住民に対しても、文化財防火予防に関する認識を高めるとともに災害時に協力する体制づくりを促す。

5 関係諸機関との連絡・協力体制の確立

県は、文化財防災のための連絡会議を設置し、消防、警察、市町村、近隣府県文化財所管課等と連携のとれた連絡・協力体制を整備する。

第2 文化財種別対策

1 建造物

防災設備が未設置である文化財への新設と、既設設備の点検整備を推進する。また、風水害に備えた周辺環境整備を行うとともに、破損状況に応じて適切な保存修理を実施し、建築物としての性能維持に努める。

また、重要伝統的建造物群保存地区などにおいて、総合的な防災設備の設置が進むよう市町村に指導助言を行う。

2 美術工芸品・有形民俗文化財

防火・防犯設備未設置収蔵施設（寺社等）への設置と収蔵庫建設の推進

3 史跡、名勝、天然記念物

記念物等の「安全・安心」を確保するため、国庫補助制度を活用し、耐震対策・土砂災害の防止等の措置を図る。指定地域内の建造物の防災については建造物に準ずる。指定対象の動植物、鉱物、構造物等の管理は、各々の特性に応じた措置を施すとともに、天然記念物等には環境の変化に応じて衰退するものが含まれているため、日々の変化について記録する。

第3 災害別対策（文化財災害予防対策）

| 災害別 | 予防方法 | 予防対策 |
|--------|--------------|--|
| 1. 火 災 | 1. 防火管理者の選任 | 災害を想定した消防計画の作成、設備の点検補修、消火訓練の実施、搬出品リストの作成 |
| | 2. 警報設備の充実強化 | 1. 予防・通報設備の設置 自動火災報知設備、消防機関への非常通報設備・電話機設置、漏電火災警報設備 2. 既設設備の日常的な点検による維持管理 |
| | 3. 消火設備の充実強化 | 1. 消防水利・消火設備の設置 貯水槽、屋内外消火栓、各種ポンプ、放水銃、池・河川等の消防水利への利活用整備、消火器、とび口、梯子、ドレンチャー設備（水噴霧消火設備） 2. 既設設備の日常的な点検による維持保全。改修による耐震性能強化。 |
| | 4. その他 | 1. 火元の点検、巡視・監視の励行 2. 環境の整備と危険箇所の点検 3. 火気使用禁止区域の制定及び標示 4. 消防活動空間の確保 消防隊進入路の開設・確保、消火活動用地の確保並びに整理。自衛消防隊の編成・訓練 |

| | | |
|---------|-----------------|--|
| | | <p>5. 延焼防止施設の整備 防火壁、防火塀、防火戸、防火植栽防火帯</p> <p>6. 収蔵庫等耐火建築物への収納</p> |
| 2. 地震 | 耐震性能向上対策 | 「重要文化財（建造物）耐震診断指針」に基づく所有者診断による建物特性の把握 |
| 3. 風水害 | 1. 環境整備 | <p>1. 倒壊、折損の恐れのある近接樹木の伐採・枝払・ワイヤー等による支持</p> <p>2. 排水設備及び擁壁・石垣の整備</p> |
| | 2. 応急補強 | 傾斜変形工作物への支柱、張綱等の設置 |
| | 3. 維持修理の励行 | 屋根瓦の破損部挿替、弛緩部の補修、壁の繕い等 |
| 4. 落雷 | 1. 避雷設備の完備 | 避雷設備の新規設置、旧設備の改修 |
| | 2. 避雷設備の管理 | 接地抵抗値検査、各部の接続等の点検整備、有効保護範囲の再検討 |
| 5. 漏電 | 屋内外の電気設備の整備 | <p>1. 定期的な設備点検の実施</p> <p>2. 漏電火災警報機の設置</p> <p>3. 不良配線の改修</p> <p>4. 安全設備の設置と点検</p> |
| 6. 虫害 | 虫害発生源のせん滅と伝播の防止 | <p>1. 定期点検による早期発見</p> <p>2. 環境整備</p> <p>3. 防虫処理</p> |
| 7. 材質劣化 | 適度な温・湿度の保持と照度調整 | <p>1. 温・湿度の定期的測定</p> <p>2. 保存箱・収蔵庫への収納</p> <p>3. 有害光線の減衰</p> <p>4. 扉の適時閉塞</p> |
| 8. 全般 | (全般) | <p>1. 防災訓練の見学と学習</p> <p>2. 防災施設の見学</p> <p>3. 防災講演会の実施</p> <p>4. 防災・防犯診断の実施</p> <p>5. 各種設置機械類の機能検査</p> <p>6. 文化財管理状況の把握</p> <p>7. 文化財の搬出避難計画の検討</p> <p>8. 所有者による維持管理が困難な場合の美術館・博物館施設への寄託</p> <p>9. 災害時（大規模停電等）の警備体制検討</p> |

| | | |
|--|-----------|---|
| | (防犯対策の強化) | <ol style="list-style-type: none">1. 施錠2. 入口・窓等の補強3. 柵・ケース等の設置4. 防犯灯・防犯警報装置・防犯カメラの設置5. 記帳等による参観者の把握6. 監視人の配置7. 連絡体制の確立と連絡・通報訓練等 |
|--|-----------|---|